

執行機関	届出番号	独自利用事務の名称
幸田町	1	幸田町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年幸田町条例第12号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
幸田町	2	幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年幸田町条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
幸田町	3	幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年幸田町条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
幸田町	4	後期高齢者医療の被保険者に対する福祉医療費の支給に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	5	心身障害者扶助費の支給に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	6	遺児家庭扶助費の支給に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	7	要介護高齢者等に対する紙おむつの給付に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	8	要介護者を現に介護している家族等に対する家族介護手当又は在宅介護手当の支給に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	9	障害者住宅改修費の交付に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	10	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	11	居宅サービス等の利用者に対する介護保険利用者負担軽減事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	12	予防接種法(昭和23年法律第68号)に定めるもののほか、町が独自に行う定期予防接種及び臨時予防接種の実施又は任意予防接種の実施に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町	13	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町教育委員会	1	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき町が行う就学援助に関する事務であって町長が指定するもの
幸田町教育委員会	2	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって町長が指定するもの